

2020年5月1日
嵯峨野観光鉄道株式会社

嵯峨野トロッコ列車営業運転休止期間延長のお知らせ

現在、政府より新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が5月6日まで発令されていますが、今後期間が延長される見通しとなっています。

当社といたしましては、その趣旨に鑑み、5月6日までとしておりました運転休止期間を、5月31日まで延長することといたします。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお営業運転休止期間については、状況により短縮または延長する場合があります。その場合は別途お知らせいたします。